

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	56	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法施行令	根拠条項	4-1	許認可等の内容	電気工事士免状の再交付
電気工事士法施行令(昭和35年9月30日政令第260号) (免状の再交付) 第4条 電気工事士は、免状をよごし、損じ、又は失ったときは、当該免状を交付した都道府県知事にその再交付を申請することができる。 2 免状をよごし、又は損じて前項の申請をするときは、申請書に当該免状を添えて提出しなければならない。 3 免状を失ってその再交付を受けた者は、失った免状を発見したときは、遅滞なく、免状の再交付を受けた都道府県知事にこれを提出しなければならない。 電気工事士法施行規則(昭和35年9月30日通商産業省令第97号) (免状の再交付の申請) 第8条 令第4条第1項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第4による申請書に写真2枚を添えて提出しなければならない。					